

受付から許可証発行までに要する期間について

1, 標準処理期間の適用がない場合

次のような、他道路管理者に協議が必要な場合は、2ヶ月程度かかる場合があります。
(協議先の道路管理者からの回答に期間を要するため。)

- ① 申請経路内に「未採択道路」が含まれている場合。
- ② 審査で特殊車両通行許可限度算定要領の限度寸法または、重量を超えて「個別審査」となる場合など。

2, 標準処理期間が適用される場合

上記のような、他道路管理者への「協議」がない場合

- ① 新規申請及び変更申請 3週間以内。
- ② 更新申請 2週間以内。

※申請内容に訂正の必要があり、申請者側で手直しをしていただく差し戻し期間については標準処理期間には含まれません。

事前にオンラインシステムの算定機能で算定チェックをして頂くことで、「経路の不連続」や「通行条件」の確認をすることができ、申請書の訂正も減らすことができますので、ご活用ください。